

# 高知市中山間地域シェアオフィス利用推進事業に係る募集要項

## 1 事業概要

(1) 事業名 高知市中山間地域シェアオフィス利用推進事業

(2) 事業目的

本事業は、高知市土佐山地域の自然豊かな環境にある高知市役所土佐山庁舎において、現在遊休スペースとなっている3階事務室をシェアオフィスとして民間事業者に出すことで、新規創業を促進し、雇用の創出、移住の促進、交流人口の拡大等につなげることを目的として、募集するものです。

(3) 高知市土佐山庁舎の概要

① 所在地 高知市土佐山127番地

② 構造規模 鉄筋コンクリート造  
地上4階建  
延床面積1400.78㎡  
昭和54年竣工  
平成26年耐震工事済

③ 階層別機能等

1階 公用車駐車場、トイレ、倉庫、貸事務所

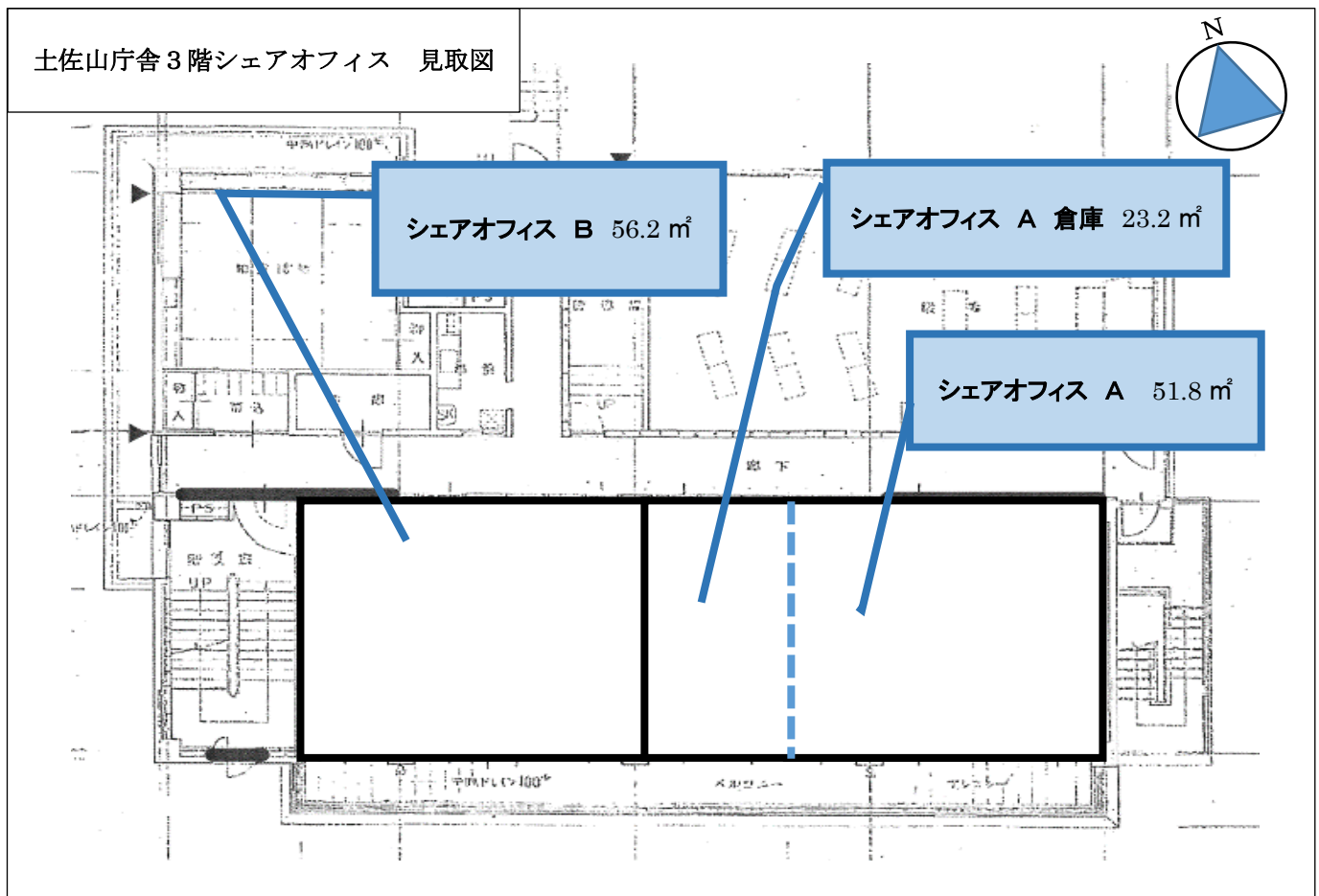
2階 土佐山庁舎事務室、宿直室、トイレ

3階 シェアオフィス A 及び倉庫、シェアオフィス B、トイレ、給湯室

4階 機械室、書庫

※エレベーターは無し





(4) 各シェアオフィスと貸付料

シェアオフィス (面積)	貸付料 (月額)
シェアオフィスA (51.8m <sup>2</sup> ) 倉庫 (23.2m <sup>2</sup> )	31,000円
シェアオフィスB (56.2 m <sup>2</sup> )	23,000円

シェアオフィスA, Bともに空調設備・Wi-Fi完備

※光熱水費, 有線インターネット等通信費については, 別途負担が発生します。なお, インターネット回線については, 事業者が別途敷設する必要がありますのでご注意ください。

(5) 貸付期間

原則として契約日から起算して3年間とします。なお, 貸付期間の延長を希望する場合には, 再契約するものとします。

(6) 契約保証金

高知市公有財産規則第30条の規定に基づき算定します。貸付期間が3年以下のものについて, 3か月分以上に相当する額とし, 3年を超えるものについては, 貸付料の6か月分以上に相当する額を納めるものとします。

(7) 貸付期間終了時

事業者は, 賃貸借契約終了日までに現状に復して市に返還することとします。なお, 再契約により貸付期間を延長した場合は, その契約終了日までに現状に復して市に返還するものとします。

(8) その他

高知市公有財産規則（昭和41年規則第1号）の規定に準ずるものとします。

## 2 応募資格要件

応募対象者は、以下の（1）から（3）の要件をすべて満たす者としてします。

(1) 対象事業者

原則として3年以上の事業活動を計画し、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社、事業協同組合、特定非営利活動法人その他特別の法律により設立された法人及び個人事業主（立地を機に、法人を設立しようとする個人）とします。

- ① 高知市中山間地域シェアオフィスを利用して新規に本店、支店又は営業所を開設する県外に所在する事業者
- ② 高知市中山間地域シェアオフィスを利用して新規に本店、支店又は営業所を開設する県内の中山間地域外に所在する事業者
- ③ 上記①、②のいずれの場合も、土佐山庁舎3階シェアオフィスに常駐すること。

(2) 対象事業

施設管理の安全性等を勘案し、火気の使用や、不特定多数が出入りする事業等（飲食業や小売業等を含む）は対象外として、個々の事業ごとに判断します。

(3) 欠格事項

次に掲げるもののいずれかに該当するものは応募できません。また、シェアオフィスの賃貸借契約締結までの期間に該当することとなった場合は、資格を喪失します。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 前年度及び現年度の税（国税及び地方税）を滞納している者
- ③ 法人以外の団体にあつては、団体の代表者が、上記税を滞納している団体
- ④ 手形又は銀行取引処分がなされ、又は支払停止事由が発生し、これが改善されていない者
- ⑤ 差押、仮差押、又は仮処分がなされ、これが解消されていない者
- ⑥ 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者。又は申立てをした者にあつては、再生計画認可の決定又は再生計画認可の決定がなされていない者
- ⑦ 次に掲げるものが、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに順ずる地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している団体等
  - (ア) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条各号のいずれかに該当する者
  - (イ) 個人の場合は、成年被後見人または被保佐人の登記がされている若しくは破産宣告の通知を受けている者

### 3 応募手続きの概要

入居を希望する場合は、次のとおり書類を提出して下さい。

#### (1) 提出書類

- ① 入居申込書（様式第1号-1）
- ② 事業計画書（様式第1号-2）
- ③ 法人の登記事項証明書
- ④ 定款，寄付行為，規約その他これらに類する書類
- ⑤ 国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類
- ⑥ 誓約書（様式第2号）
- ⑦ 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（様式第3号）
- ⑧ ①から⑦までに掲げるもののほか，市長が必要があると認められる書類

#### (2) 提出期間

随時（土曜日及び日曜日，祝祭日を除く）

午前8時30分～正午まで，午後1時～午後5時まで

#### (3) 提出先

〒781-3201 高知市土佐山127 土佐山庁舎  
高知市役所 農林水産部 土佐山地域振興課

#### (4) 提出方法

持参又は郵送（必ず簡易書留にてお送り下さい）

### 4 入居事業者の決定について

提出された書類に基づき書類審査を行います。応募資格を満たす場合は，ヒアリングを行い，審査評価基準を満たす事業者を入居事業者として決定します。なお，応募者多数の場合は，評価点が最高位の事業者を入居事業者とします。

### 5 お問い合わせ先

高知市土佐山127 高知市土佐山庁舎 高知市農林水産部土佐山地域振興課  
電話 (088) 895-2312 FAX (088) 895-2812 E-mail kc-270400@city.kochi.lg.jp